

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

(令和4年度)

住 所 三重県四日市市諏訪町1-5

事業者名 四日市市
代表者名 四日市市長 森 智広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

I 前年度の移動等円滑化取組計画書の内容の実施状況

(1) 移動等円滑化に関する措置の実施状況

① 鉄道駅を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる鉄道駅	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況
鉄道駅	経年劣化により更新が必要な箇所から順次取り組んでいく。	特になし

② 鉄道駅を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての鉄道駅の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	現行計画の内容 (計画対象期間及び事業の主な内容)	前年度の実施状況

(2) 移動等円滑化の促進を達成するために(1)と併せて講すべき措置の実施状況

(3) 報告書の公表方法

四日市市役所のホームページにて掲載

(4) その他

住 業 所
事 代 表 者 名
三重県四日市市諏訪町1-5
四日市市
四日市市長 森 智広

I. 鉄道駅の移動等円滑化の達成状況(鉄道駅ごとに記入)

(令和5年3月31日現在)

共用駅 鉄道事業者名	鉄道駅の称 駅名	路線名	所在都道府県市町村 都道府23区・郡・町・村 県・市・区	一日当たりの利用者数	有人駅、無人駅の別	公共交通移動等円滑化基準省令適合の有無	段差への対応	プラットホームの数	段差が解消されているプラットホームの数	エレベーターの設置基	エスカレーターの設置数	その他機械の数	傾斜路箇数	斜路箇数	案内設備の設置有無	障害者対応型便所の設置有無	障害者対応型改札口の設置有無	障害者対応型券売機の設置有無	車いす使用者の円滑な乗降が可能なプラットホームの数	転落防止のための設備の設置の有無
四日市市	あすなろう四日市駅	内部線	三重県四日市市	4,918人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所	○	○	○	○	○		
四日市市	赤堀駅	内部線	三重県四日市市	382人	○	○	○	1	1	基	基	基	箇所	—	—	—	×	○		
四日市市	日永駅	内部、八王子線	三重県四日市市	735人	○	○	○	2	1	基	基	基	箇所	×	—	—	×	○		
四日市市	南日永駅	内部線	三重県四日市市	730人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 箇所	—	—	—	×	○		
四日市市	泊駅	内部線	三重県四日市市	718人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 箇所	×	—	—	×	○		
四日市市	追分駅	内部線	三重県四日市市	543人	○	○	○	1	1	基	基	基	箇所	×	—	—	×	○		
四日市市	小古曽駅	内部線	三重県四日市市	213人	○	○	○	1	1	基	基	基	箇所	—	—	—	×	○		
四日市市	内部駅	内部線	三重県四日市市	716人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所	○	○	○	○	○		
四日市市	西日野駅	八王子線	三重県四日市市	1,749人	○	○	○	1	1	基	基	基	1 (1)箇所	○	○	—	×	○		

移動等円滑化取組報告書（鉄道駅）

（令和4年度）

住 所 三重県四日市市諏訪町1-5

事業者名 四日市市
代表者名 四日市市長 森 智広

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の5の規定に基づき、次のとおり報告します。

III 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第6条の2で定める要件に関する事項

(1) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3万人以上の鉄道駅を設置又は管理している。	<input type="checkbox"/>
(2) 過去3年度における1日当たりの平均利用者数が3000人以上3万人未満の鉄道駅を設置又は管理していて、かつ、以下のいずれかに該当する。 ①中小企業者でない。 ②大企業者である公共交通事業者等が自社の株式を50%以上所有しているか、又は自社に対し50%以上出資している中小企業者である。	<input checked="" type="checkbox"/>